

10 旧経済調査庁法（昭和二十三年法律第二百六号）の規定による未決の抑留又は拘禁は、第四条第一項の未決の抑留又は拘禁とみなしで、この法律の規定を適用する。

（刑事訴訟法の一部改正）

第二条 刑事訴訟法の一部を次のように改正する。

目次中「第十五章 訴訟費用」を「第十五章 訴訟費用及び費用の補償」に改める。

第十五章の章名を次のように改める。

第十五章 訴訟費用及び費用の補償

第十五章に次の四条を加える。

第一百八十八条の二 無罪の裁判が確定したときは、国は、当該事件の被告人であつた者に対する

し、無罪の裁判が確定するまでに要した費用

（被告人であつた者が第三百六十八条の規定により費用の補償を受けた場合には、当該費

用を除く）の補償をする。免訴又は公訴棄却の裁判を受けた場合において、もし免訴又

は公訴棄却の裁判をすべき事由がなかつたな

らば無罪の裁判を受けるべきものと認められ

る十分な事由があるときも、同様とする。

第一百八十八条の三 補償すべき費用の範囲は、被告人であつた者又はその弁護人であつた者が公判準備及び公判期日に出頭するに要した旅費、日当及び宿泊料並びに弁護人であつた者に対する報酬に限るものとし、その額に関する規則は、この法律の施行後に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償については、なお従前の例による。

3 この法律の施行後に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた場合は、この法律による改正後の刑事補償法又は刑事訴訟法の規定は、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。

第一百八十八条の四 補償は、被告人であつた者又はその代理人の請求により、最終に事件の係属した裁判所が、決定をもつて、これを行なう。

前項の請求は、無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判が確定した後二箇月以内に公訴棄却の裁判を受けた者が刑事訴訟法等により拘束をうけた場合に限り、國に対しても抑留または拘禁及び刑罰を科す必要がある。これが、この法律案を提出する必要がある。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

2 この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償については、なお従前の例による。

3 この法律の施行後に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた場合は、この法律による改正後の刑事補償法又は刑事訴訟法の規定は、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。

理 由

無罪の裁判を受けた者の精神的又は財産的負担を償うため、公訴提起後の非拘束期間についても補償を行なうとともに、裁判の費用を補償することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一項の決定で、簡易裁判所又は地方裁判所がしたものに対しても即時抗告を、高等裁判所がしたものに対しては第四百一十八条规定による。

二項の異議の申立てに関しては、即時抗告に關する規定をも準用する。

第一百八十八条の五 補償の請求、補償の支払その他補償に関する手続については、この法律に特別の定めのある場合を除いては、裁判所の規則の定めるところによる。

第三百六十九条を次のように改める。

第三百六十九条 補償すべき費用の範囲については、第一百八十八条の三の規定を準用する。

他補償に関する手続については、第一百八十八条の五の規定を準用する。

○永田委員長 まず、提出者に提案理由の説明を求めます。横山利秋君。

○横山議員 提案者を代表いたしまして、いま議題になりました刑事補償法等の一部を改正する法律案の提案理由を申し上げます。

改正の趣旨は、現行法においては、無罪の裁判が確定した場合、國は被告人であつた者に対し、拘束中の期間のみについて、今回一日六百円以上、千三百円以下の補償改正にとどまっているが、これをさらに非拘束中の期間の補償並びに裁判に要した費用をも補償する制度を設けようとするものであります。

以下、改正の必要と理由を申し上げます。

人が刑事訴追を受けるのは、その人の人生の大不幸であります。罪なくして刑事訴追を受け、幸いに裁判において無罪となつた場合でも、その人の受けける精神的、物質的損害はほとんど無限であり、ためにその人の人生の大半が失われる場合も決して少なくありません。

民主國家においては、國家は、みずから権力において国民を訴追し、しかも罪なきことが裁判

上確定した場合、その国民がこうむつた最大の不幸に対し、相当の補償をなすべき義務を負つています。ただし、たとえその誤った訴追が、捜査官の故意または過失によるものでないとしても、およそ、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とすることを憲法十三条に明記されることがあります。

しかし、現在の刑事補償法によれば、無罪の裁判を受けた者が刑事訴訟法等により拘束をうけた場合に限り、國に対しても抑留または拘禁及び刑罰を科す必要がある。これが、この法律案を提出するからであります。

しかるに、現在の刑事補償法によれば、無罪の裁判を受けた者が刑事訴訟法等により拘束をうけた場合に限り、國に対しても抑留または拘禁及び刑罰を科す必要がある。これが、この法律案を提出するからであります。

以上の点よりすれば、現行の刑事補償法及び刑事訴訟法は、前記憲法第十三条の精神にかんがみ、著しく不備であることは、何人も肯定せざるを得ないところであります。よって次のとおり

改正する必要があると思います。

改正の要点は、第一に、無罪の判決が確定した場合には、公訴の提起があった日から原判決が確定した

日までの期間、この二つの期間のうち、未決の抑

の執行による補償を請求することができるとしています。したがって、無罪の裁判が確定した場合でも、非拘束中の損害に対しても補償する規定がございません。

また、現在の刑事訴訟法によれば、検察官のみが上訴をした場合において、上訴が棄却されまたは取り下げられたときは、当該事件の被告人であつた者に対し上訴によりその審級において生じた費用の補償をするが、第一審から上訴審を通じ無罪になつた場合の裁判費用、これは公判出廷旅費及び日当、弁護人費用、印刷費用等であります。が、これを補償する規定がありません。

現在の法制及び日本の一般社会的取り扱いのもとににおいては、國民は刑事訴追を受けたことのみによって、拘束、非拘束の差にかかわらず、裁判期間中刑事被告人としての汚名を着せられ、信用を失墜する精神的苦痛のほかに、身分上、不利益の取り扱いを受けている事実を看過すべきものではありません。

無罪の裁判確定に至るまでの間裁判に要した費用も、一般国民の平均収入から見れば決して少ないものであります。

以上の点よりすれば、現行の刑事訴訟法はさきに申しましたとおり、検察官のみの上訴があり、これが棄却された場合の当該上訴審における費用の補償しか規定していないことは、著しく不均衡かつ不十分であつて、全審級を通じ、無罪が確定した場合の裁判費用を補償すべきものであります。

以上の点よりすれば、現行の刑事補償法及び刑事訴訟法は、前記憲法第十三条の精神にかんがみ、著しく不備であることは、何人も肯定せざるを得ないところであります。よって次のとおり

改正する必要があると思われます。

改正の要点は、第一に、無罪の判決が確定した場合には、公訴の提起があった日から原判決が確定した

日までの期間、この二つの期間のうち、未決の抑

留もしくは拘禁または懲役、禁固もしくは拘留の執行、もしくは拘置を受けなかつた期間にかかる補償として五十万円以内で裁判所の相当と認める額の補償金を交付することができる。ただし、補償金の額は千三百円に当該期間の日数を乗じて得た額の二分の一以内とする。

まだ刑事訴訟法を一部改正し、無罪の裁判が確定したときは、それまでに要した費用の補償をする。その範囲は被告及び弁護士の公判準備及び出頭旅費、日当、宿泊料、弁護士報酬とする。

右は裁判所が決定で行なう

憲法は、人權をつゝて持て尊

景況は人柄について特に尊重であります。とあります。としております。この趣旨を生かしたものであ

、すでに日弁連をはじめ各方面におきまして

この改正法案に多大の賛意を表しているこ
とで御ぞ。——さういふ事。

同様に、各議題存じのとおりであります。

」とお願いいだします。

○永田委員長 これにて提案理由の説明は終わり

した。

本第は妙する質疑は後日は譲ることいたし

卷之三

○永田委員長 次に、内閣提出の刑事補償法の一

質疑の申出がありますので、二九を序

實験の申し出があり、さうのてこれを譲り受けた。

○横山委員 端的に二、三點お伺いをいたしま

卷之三

いまま提案をいたしました法律案と、政府が提案いたしております法律案とは、その根底から、

では矛盾はいたしておりませんけれども、政府は

現行法の金額を上げることどまつておるわけであ

うます。私といたしましては、提案者を代表いた

りまして並行審議を望んでおるのでありますけれど

」も、事情がございまして政府提案は本田採決の

「三葉を離れて、ここにいたいと思ふます。」

三月を御詠をいかにかと思ひて

度はとられておりませんで、公務員に故意、過失が認められておるわけでござります。したがいまして、起訴が適法に行なわれたという場合に、裁判の結果たまたま無罪になった、そういう結果を見まして、それだけの理由で当該公務員の故意、過失を論じないで直ちに国が補償するという政策をとりまることは、これら一般の行政処分等の場合はと權衡を失するおそれはないかどうか。かりにその補償の問題が解決されたといたしましても、次には補償の範囲をどの程度とするのが適当であるか。これは横山先生はじめ数名の先生方が今度御提案になりました法案でも御苦心が払われておるところでございますが、一体補償の範囲はどの程度にすべきかという問題は、相当慎重に考えてみなければならぬことだらうと思っておるわけでござります。

それからこの補償をいかに定型化するか。補償する場合に定型化してまいりませんと、いたずらに手続が煩瑣になるというような問題もございまして、無過失責任に基づいて補償するからには、一応補償を定型化することが必要であろうと思つてございますが、その場合に、たとえば軽犯罪法というような軽微な犯罪で訴追されたものであるか、あるいは殺人というような重罪で訴追されたものであるか、あるいは長年かかるべつと無罪の裁判があつたものであるか、あるいは一回の裁判で無罪になつたものであるか、そういう諸般の要素をすべて含めました定型化というのは、なかなかむずかしい問題をはらんでおると思うのでござります。およそ身体の拘束といううちは、非常に苦痛の程度、損害の程度も大きなものから小さなものにわたつてたいへんなバラエティーに富んだものがあると思うのでござります。補償を定型化するのはどういうのが適當であるかといふ

のは、一つの問題点であろうと思うのでござります。さらに、補償を行なういたしましても、財政当局との協議を政府といだしましたとしても要することはもちろんでございますが、他のたとえば公害対策でございますとか、あるいは社会福祉の諸施策、こういうものとの刑事手続における無罪者に対する補償の制度とバランスがとれているかどうか、こういう点は、やはり政府全体として慎重に検討を要する問題じやないかと考えておるわけでござります。

それから費用補償の点について申し上げてみますと、ただいま申し上げました一般的な非拘禁者に対する補償の問題、ここで申しました問題は、費用補償の点につきましても通ずるわけでございますが、特に現行法では、一審で裁判がございまして、この裁判に対して被告人は納得して、争う態度を示しておらない、そういう場合に、検察官のみが国家公益の立場から争う。その結果、検察官の上訴がいれられない、こういう場合におきましては、被告人としてはもともと一審の裁判で不服しようと思つておりますのに、検察官側の都合によって、どうしてもいやおうなしに訴訟上の防御を迫られるわけでござります。そういうしては、被告人としてはもともと一審の裁判で不服しようと思つておりますのに、検察官側の都合であります。そこで、先ほど申しますように、他の行政処分等におきまするいわゆる俗にいう出訴費用、こういうものとの関連を考えていかなくてはならないんじやないかと思っているわけでござります。

このようにいろいろ検討すべき問題点がございまして、それらを慎重に検討してまいりたいと思つておるわけでございまして、最高裁判所の当局とも協議を続けておるわけでござります。ただ、率直に申しますと、御提案にかかる二つの補

社その他の措置とのバランスが比較的とれやすいものに属するのではないかと考えて、特に観意検討をいたしたいと思っております。

○横山委員 私が改正の必要と理由で申し上げましたのですが、考え方方が少し、というよりも、たゞへん審議をする考え方方が違うようあります。私は少なくとも裁判で無罪になった、国家から訴追を受けて裁判で争ったところ無罪になつたといふ。その人の心境を考えますと、たゞへんな目にあつた、信用上も財産上もたゞへんな目にあつた、そこで心から青天白日を喜ぶ、こういう状況にあると思うのであります。国家としては、また国家公務員としては、それが故意、過失でなかつたにしても、青天白日の人間について権力を発動して被疑者の立場に追い込み、そして結果として誤りを犯したということであるならば、その人に対する補償は当然出なければならない。先般も申しましたのですが、拘束中の期間におきましては、前は五円でございましたか、その当時の物価と比較をいたしますと、今日におきましての、今回千三百円になるといたましても、これは雲泥の差と言つてもいいほどの違いであります。つまり新しい憲法は人権を尊重しておるといいながら、實際裁判上においては憲法の示す人権というものが尊重されていないと痛感をされるわけであります。いまあなたから指摘をされた二、三の点を一々私が反駁をする必要はないと思いますけれども、たとえば行政処分との公平論は、行政上において国民が非難を受けた問題と、裁判の上で被疑者として訴追を受けた場合は、たいへん違うのでありますから、行政処分との公平論は、私は質において違いを考えなければならぬと思うわけであります。

それから補償の範囲につきましても、あなたも御理解をくださいましたように、先般参考人を呼んでまして、そして与党の皆さん質問の状況も考慮いたしまして苦心をいたしたところでございます。

すから、これは御理解が願えると思うのであります。

また、いかに定型化するかという問題につきましても、一般も質疑応答の中で私どもも、また参議院議員も立場を明らかにいたしましたように、身がわり犯人だとかあるいは酔っぱらいとか、こういうものについてはこれは補償する必要もなかろう。それから非拘禁の場合におきましても、大小、すぐに無罪になった者、あるいはまだ長年かかつて無罪になった者、確かにバラエティーに富むものがあります。けれども、国が権力を発動し、訴追をし、そうして裁判で無罪になつたということにつきましては、一回であろうと数年かかつて問題であらうと、無罪はあくまで無罪だ、そういう点については、私は姿勢を正しくする必要があらうかと思ひます。

○佐藤最高裁判所長官代理者 申し上げます。
今回の政府提案の改正案を考慮いたしましたところの予算額といたしましては、六百二十一万六千円というものが計上されております。
○横山委員 平年度でござりますね。
○佐藤最高裁判所長官代理者 従前の実績をもとにいたしましたところのものでござります。
○横山委員 まだ試算ができておらないかもしませんが、私どもが提案をいたしました改正によりますと、平年度どのくらいになると推定されですか。
○佐藤最高裁判所長官代理者 先生方御提案の案によりまして、これはまだ非常にラフなものでございますが、さつと試算いたしましたところを申上げますと、この御提案の対象となる事件で

○佐藤義高裁判所長官代理者　お答え申し上げる
前に、ちよつと先ほど私の申し上げ方が悪かつた
かもしませんが、一億三千幾らと申し上げまし
たのは、横山先生方御提案の案というものを実施
する場合にはどうかということで試算した額でござ
います。
それからただいまの御質問についてお答え申し
上げますと、松川事件でございますが、十七名の方
に対し補償がございまして、補償額は合計いたしまして一千五百十二万九千六百円、かよう
に相なっております。

るにあたりまして、財政上いかなる状況になるだ
らうかということを判断をしたわけであります
が、平年度におきましても、今日までの無罪に
なった裁判の実情並びにこの補償の実情等から考
えまして、さまで大きな金額にはならないと思う
のであります。したがいまして、他のお話のよう
な公害その他のバランスというようなことにつき
ましては、むしろ私は公害よりも個人に帰属する
人生上の最大の問題であるから、むしろ公害より
もさらに大きく考えてよいらしいのではないかと
思います。

費用の補償につきましては、これはいまお話を
ございまして、他との比較がそれやすいから鋭意
これは検討ができるというお話をござりますが
ら、多くは申しませんが、結局最後に無罪になつ
たものが、一審において被告が承服したのである
からということは、これは私の理論からいうなら
ば枝葉末節の問題である。國家が訴追をしたので
あるから、初めからこの補償をすべきであると考
えるわけであります。

念のためにお伺いいたしますが、政府提案によ
ることの千三百円以下の補償改正に伴いまして、平
成横山委員 一億三千三百万、これが無罪全員請求
求、しかも一番高い額というわけでありますから、私の案によりますように、裁判所の相当と認
める額、しかも千三百円の二分の一、なつかつて
ここで私が申しますように、酔っぱらいだと身が
わりだとか、そういうものを引きますと、私の推
算をもつていたとしても、一億に達しない、こ
ういうふうに判断ができるわけであります。こうい
うような重要な人権の問題が、さほど国家財政に
影響のない方式において行なわれるということ
は、たいへん意義のあることでありますから、ぜひ
ひ関係のところにおきましても、百尺竿頭一步を進
めて、短期間の間に十分に検討を願いたいと要
は思ふのであります。

この機会に二、三伺つておきたいと思いますが、
は、最近、歴史的な裁判であります松川だとか梅
梅だとか、いろんな問題から国家賠償の請求が出て
おるし、今後も出る模様であります。松川事件

○佐藤義高裁判所長官代理者　お答え申し上げける前に、ちよつと先ほど私の申し上げ方が悪かつたかもしませんが、一億三千幾らと申し上げましたのは、横山先生方御提案の案いうものを実施する場合にはどうかということで試算した額でござります。

それからだいまの御質問についてお答え申し上げますと、松川事件でございますが、十七名の方に対し補償がございまして、補償額は合計いたしまして一千五百十二万九千六百円、かように相なっております。

○横山委員　戦争が済んだ直後から本年に至るまで実に十数年の歳月を天下の耳目を集め、そうして無罪になつたという十七名に對して千五百十二万、一体この人たちの人生はどうなつてしまふのでありましょうかとということを考えますときに、私どもは、無罪になつた人々に對する国家の補償というもののいかに不十分であるかということを痛感せざるを得ないのであります。もちろん松川事件はだれかがやつたのである。そのだれかがやつたその真犯人の追及も、私ども声を大にして叫んできたはずでありますけれども、それが間違われて被疑者として、被告として扱われ、人生の大半、一番大事な人生を十数年鳥有に過ごしたというこの人々に対して千五百十二万、十七名で平均に割りましても、私はまことに相済まぬことである、こういうふうに考えるわけあります。

関連をいたしまして、唐突ではありますが、先般青梅事件について無罪の判決がございました。これもやはり同様になると思うのですが、この青梅事件の中で二人ばかり、病氣のためにたしか裁判がそのままになつておると私は記憶しておりますわけです。他の被告は健康のまま裁判を受けて、そして無罪になつたわけですが、二人の被告は病氣のために裁判が行なわれずにつのままになつております。一体これはどうなるのであらうかということでおで、各方面で同情と関心が集まつておるわけであ

ります。この病気のままの裁判は、おそらく進行ができないであろう。だとするならば、いろいろなことがあるけれども、検察陣がどの際取り下げをすべきではないか、それが順当な常識に沿う道ではないか、こういわれておるのでありますか、いかがでござりますか。

いかがでござりますか。

ではないか、こういわれておるのでありますか、

「おまけに、おまえの本が順当に售詰り落とされ

をすべきではないか、それが順当な常識に沿う道

なことがあるけれども、検察陣がこの際取り下げ

ができないである。たとてるがゆはいりいり

がでるなーであらう。」上せぬはつま、「あ、ち

ります。この病気のままの裁判は、おそらく進行

卷之三

そういうわけのものでもないと思います。けれども、やはり一般的の賃金水準あるいは物価指数等が上がつてまいりますと、これに伴いましてある程度補正を加えるということが相当であろうと思われますので、前回昭和三十九年には、昭和二十五年から昭和三十九年までにおきます賃金、物価の伸び率というものがおおむね二倍になつておるということ等を勘案しまして、現在の「四百円以上千円以下」というふうに改められたわけでござります。今回は、この昭和三十九年から現在までにどの程度の指數の伸びが出ておるかというところを見たわけでございます。それはお手元に参つておるかと存じますが、一枚の紙を二つに折つただけの簡単な表でございますが、「刑事補償法」一部改正に関する参考資料」というのがございます。これにあらわしておりますように、昭和三十九年におきまして常用労働者の一日平均の現金給与額が、統計によりますと、一千百九十二円であった。これが昭和四十二年におきましては、一千六百二十四円になつておる。また、日雇い労働者について見ますと、三十九年が七百六十七円、四十二年が千四十円ということになつておるところでございまして、それぞれの伸び率を見ますと、常用労働者におきまして一三六・二、日雇い労働者におきまして一三一・七、こんなような数字が出てまいるわけであります。かたがた物価指数につきましても、卸売り物価指數、消費者物価指數、小売り物価指數、これらをとりまして、それらの平均値を求めます。賃金の平均値と物価の平均値、この二つの平均値をさらに平均いたしまして出てまいりましたのが、一二二・五という指數でございます。この指數を念頭に置きまして、一応前回の昭和三十九年の改正で定められております四百円から千円というのを、おおむね三割程度引き上げた六百円ないし千三百円、こういうふうにいたしておるわけでございます。その結果を見てみると、最近におきます常用労働者あるいは日雇労働者、これらに対する一日平均給与額の両者の中間の線くらいになつておる、こういうことが

○山田(太)委員 先ほどの御答弁で、物価指數あるいは賃金指數等々を基準としての算定であるという点は了解いたしますが、この刑事補償のもう一步深く掘り下げた根本の意味いたしまして、本人の精神的な負担、あるいは家族の精神的な負担、あるいは本人の対外的な信用を害する負担、先ほどのお話では、その算定の基準がむずかしいというふうな御答弁もあったわけですが、むずかしいからといってこのままでは済まずべき問題ではないという気もいたしますが、その点についてどのようなお考えであるかを、あわせて御答弁願いたいと思います。

○伊藤説明員 確かにただいま御指摘のように、千三百円という額で十分ではないのではないかというような考え方方も成り立ち得るわけでございます。およそ無実であった、あるいは後に無罪であつたとされた人が、いやおうなしに身柄の拘束をされ、家族からも隔離されておったわけでございます。その間の苦痛あるいは財産上の損害といふものは、人によって非常な差がございます。極端な場合、何のにもかえられないような損害を受ける方もあり得ると思います。そういうすべての場合を全部補償をするということも一つの行き方ではございましょうけれども、一応現在の刑事補償の考え方は、國家機関に従事する公務員の故意、過失を論じないで、もうそういう客観的にいろいろな要素をある程度捨象して一定の額に含めて補償しようという考え方でてきておるわけであります。その定型化をいたします場合に何を根拠にするかと申しますと、やはり一般の方の平均賃金というようなものが一つの尺度になるというふうに考えられるわけでございます。個々具体的にはもっと多大の損害をこうむられた方があるということは、予想されるわけでございます。さよう

六

な場合に、国家機関の故意、過失がそこに介在し

請求をしていただけで、そして裁判の結果、国が支払うべきものと認められる場合は国が支払うということだ。現在なつておるわけでござります。

東の無罪になつた者に対しても補償を考えるべきである。この点については重複するとも思ひますが、これは当然なされなければならない問題だと思います。これについて、どのようなお考えであるか。またやううとすれば、いつごろからやうとするのかという点について、御答弁願いたいと思います。

○山田(太)委員 質問が前後するようで恐縮ではございますが、国家機関の故意、過失による責任の場合は国家賠償法でやればいいじゃないかといふのは先ほどの御答弁とかね合わせて、いま現在の刑事補償法の欠陥は、ただ単にそれで補えるものではないという気がします。もう一度申し上げますと、やはり先ほど御答弁の中にもありましたように、本人に対する精神的苦痛とか、家族に対する苦痛とか、あるいは実質的な損害とか、そういう

○伊藤説明員 御指摘のような考え方というの以外の場合は、これは定型的にやる以外にないじゃないかというふうな答弁にも聞こえたわけですが、それで済ませる問題でもないというふうに思うわけです。その点についての判断といいますか、御意見といいますか、それをもう一步深く聞かたいと思います。

○伊藤説明員 御指摘は、確かに一つの考え方であろうと思っておるわけでございまして、先ほど来申し上げましたように、最高裁判所当局とも御相談しまして検討をいたしております段階でございます。

○山田(太)委員 次に逐条的にお伺いしますが、死刑の執行を受けてそれが無罪であつた場合、現行の刑事補償法では百万円以内で裁判所の相当と認める額の補償をするとあります。この補償額の基準となるものを、あわせてお伺いしておきたいと思います。

○伊藤説明員 刑事補償法の御指摘の部分は、さわめて不幸なできごとを想定した部分でござります。幸いにしてこの法律ができましてから一度もさような事態はないわけでございますが、もししかりに不幸にしてそういう事態があつたといたしますと、現行法で申しますと、死刑が執行されましたが後に再審等で無罪だということが判明いたしますと、原則として百万円以内の範囲内で刑事補償を裁判所が決定して差し上げる。もともと、死刑の執行によって財産上の損害を生じたということが証明されました場合、たとえばその方がさらによってきておられれば得べかりし収入でござりますとか、あるいは非常に卑近なことを申しますと、なくなられたことに関連して必要となりました葬式費用というようなものも入るでございましょうが、そういったもろもろの財産上の損害が証明されました場合には、その財産上の損害額に百万円をさらにプラスいたしまして、その範囲内で裁判所がきめることとされておるわけでございます。これをこのたびの改正によりまして三百萬円というふうに改めたたいというのが、この法案の当該部

○伊藤説明員 御指摘のような考え方というのは、確かに一つの考え方であろうと思っておるわけでございまして、先ほど来申し上げましたように、最高裁判所当局とも御相談しまして検討をいたしております段階でございます。

○伊藤説明員　刑事補償法の御指摘の部分は、きわめて不幸なできごとを想定した部分でござります。幸いにしてこの法律ができましてから一度もさような事態はないわけでございますが、もししかりに不幸にしてそういう事態があつたとしたしまして、現行法で申しますと、死刑が執行されましまった後に再審等で無罪だということが判明いたしま

不 幸にしてさような事態が生じましたときに、裁判所としては何を基準に全額をきめるかということでござりますが、まず第一には、ただいま申しますように、実際上の財産上の損失額、これはまるまる考慮すべきであろうと思うわけでございます。その他の事項といたしましては、刑事補償法の第四条第四項に書いてございますが、本人の年齢、健康状態、収入能力その他の事情を考慮しなければならないわけでございまして、そういうふた諸般の事情を考慮して裁判所がおきめになることと存じますが、おそらくもし万一このような事態が生じますれば、おそらく法律で定めます最高額のほうで補償金額がきめられるというようになります。

○山田(太)委員 幸いにしてこれまでなかつたといふことはほんとうに幸いなことでござりますが、私の聞きたいことは、先ほど御答弁にありますした財産上の損失だと、あるいはその方がもしそのような誤った処置がなされなかつたならば当然受けるべかりし金額、これは当然だと思うのです。その上に百万円、あるいは改正しようといふのは三百万円ですが、それの基準はどういう基準でしようかということをお伺いしたいのです。

○伊藤説明員 現行法で百万円とされておりますのは昭和三十九年の改正以来でございまして、この法律ができました昭和二十五年には、五十万円ということであったわけでござります。これを三十九年の改正の際に、先ほど申しました拘束に対する補償の場合と同じような考え方で、二倍に引き上げておるわけでござります。今回これを三倍の三百万元に引き上げることといたしますのは、この死刑に対する補償につきましては、特に何を考慮するかという点はいろいろな考え方があるべきかということはいろいろな考え方ができるわけで、いわば無限大とも見られるようなものでございますので、非常に基準というものが見つけにくいわけでございますが、一応の考え方方としましては、最近交通事故によります民事訴訟

いうことはほんとうに幸いなことでござりますが、私の聞きたいことは、先ほど御答弁にありました財産上の損失とか、あるいはその方がもし、そのような誤った処置がなされなかつたならば当然受けるべかりし金額、これは当然だと思うのです。その上に百万円、あるいは改正しようというのは三百万円ですが、その基準はどういう基準でしようかということをお伺いしたいのです。

○伊藤説明員 現行法で百万円とされております

が相当ふえておりますことは御承知のとおりでございますが、それらにおきます裁判で認められております慰謝料の額が、おおむね三百万円以下の程度で認められておるということを念頭に置いて、この際三百万円にするということにしておるわけでござります。なお、先刻御承知と思ひますが、自動車損害賠償保険法によります賠償額の最高限も、現在三百万円ということになつておるのをございます。

○山田(太)委員 少し違うとらしい観点で恐縮かもしませんが、そうなりますと、算定基準はそれも参考にしているということですが、その自賠責による金額がもし変わってきた場合、当然変わつてこなければいけませんが、われわれは現在できえも六百万円以上でなければならないんじやないかという算定をしております。まあそれはそれでして、その三百万円の金額が変更された場合 この金額も当然変更されるべきものだというお考えでしようか。

○伊藤説明員 刑事補償法による刑事補償の日額、あるいはただいま御指摘の死刑執行の場合の補償の金額というものは、やはり経済変動等の推移を見ながら、実態に合つたような額に逐年改めていく必要があると思います。その時期が来年でありますか何年か先でありますかわかりませんが、そういった改正をいたします機会には、いわゆる自動車損害賠償保険法に基づく賠償額、こういうようなものも頭に置きながら考へ、改めていくということになるうと思います。特に、いわゆる自賠法によります補償額が変わつてしまひますと、民事裁判による慰謝料の算定額も次第に上がつてまいりだと思います。それらのことは十分考慮に入れまして、必要なつと改めさせていただく、また、法案として御審議いただく、こういうつもりでおるわけでござります。

○山田(太)委員 その点は、了承いたします。もう一つその点についてお伺いしたいことは、国家機関の故意でなくとも、過失として誤判によって死刑の処断を受けてしまった、こういう場

○伊藤説明員　刑事補償法による刑事補償の日
額、あるいはただいま御指摘の死刑執行の場合の
補償の金額というものは、やはり経済変動等の推
移を見ながら、実態に合つたような額に逐次改め
ていく必要があると思います。その時期が来年で
ありますか何年か先でありますかわかりません
が、そういった改正をいたします機会には、いわ
ゆる自動車損害賠償保険法に基づく賠償額、こう
いうようなものも意頭に置きながら考へ、改めて
いくということになろうと思ひます。特に、いわ
ゆる自賠法によります補償額が変わってまいりま
すと、民事裁判による慰謝料の算定額も次第に上
がつてまいりと存思ひます。それらのことは十分考
慮に入れまして、必要なつと改めさせていただだ
く、また、法案として御審議いただく、こういう
つもりでおるわけでござります。

○山田太一委員　その点は、了承いたします。

もう一つその点についてお伺いしたいことは、
国家機関の故意でなくとも、過失として誤判に
よつて死刑の処断を受けてしまつた、こういう場

合と、それから交通事故等によって不幸にもなるということとは、まず根本的な差が——実情においても、また責任の分野においても、非常に違います。この点について、先ほどの御答弁にありました、自賠責の三百万円というようないとも判断の資料にしていくという答弁では、これでは事実今までなかつたんだからいいじゃないかというわけにもいかないと思うのです。将来な金額にしたということについては、これは非常な異議がある。國民も納得できないのじゃないか。法律が生きるわけですから、その三百万円と同じく、そこに考え方の根底が違っていやしないかというふうに思うのですが、どうでしょうか。

○伊藤説明員 御指摘のとおり、交通事故による死亡の場合と誤判による死刑の執行の場合と、同列に論じることは適当でないと存じます。私ども三百万円という数字を出しますにつきまして、三百万円といいわゆる自賠責の関係を考慮いたしましたのは、少なくともそれよりも下がつちゃおかしいのじゃないかという意味において考慮に入れただけでございます。あるいはこれは一千万円であるべきだ、あるいは一億であるべきだという御意見は、十分あり得ることと考えております。

○山田(太)委員 したがって、いまの御答弁にもありましたように、現在の三百万円では適當ではない、将来もつとはるかに大きな金額に引き上げられるべきである、こう思いますが、どうですか。

○伊藤説明員 私どもいたしましては、一応先ほど來御説明しましたようなことを勘案いたしまして、現行法で百万円となつておりますのをこの際三百万円に改める。現時点としてはこの程度の金額が相当であると考えておるわけでございまして、将来また事情が変わつてまいりますれば、再検討の必要が生ずるかということも考えておるわけでございます。

○山田(木)委員 もう一べん、くどいようですが、その勘案した根底の考え方が間違いであるというふうな御答弁もあつたわけです。答弁の責任を追及する意味で言うのじゃないのです。そういう意味で言うのじゃない。したがつて、現在三百万円では、現行法としていまのこれを云々する、現在で言つてはいるわけじゃない。将来これはもつと、そういう考え方からいっても変えられるべきじゃないかと思うのですが、どうでしよう。

○伊藤説明員 お説のとおり、将来は改められる必要が生ずるものと考えます。

○山田(木)委員 では次の質問に移りますが、先ほど横山先生の御質問にありました青梅事件ですが、病気のために公判停止になつてゐる方は、先ほど御答弁でよくわかりました。そこで、この無罪の判定があつた方たちに対しての補償も当然考慮されなければならないと思いますが、これについては、松川事件と同じような、当然これで改正がされますか、ただこの改正されたとおりにやつていかれる予定ですか。

改正案がもし成立して、それを適用する、それはわかります、成立すれば。それ以外に特別の方法を講じて補償をする、その便法はありませんか。

○伊藤説明員 それらの方々の無罪に至るまでの御苦労等といふものについては十分了解できるわけでございますが、先生御指摘のような刑事補償法以外の分野におきます何らかの補償というものは、残念ながら現在のところ考え方られておらないのでござります。

○山田(太)委員 もう少々時間をいただきまして……。ここに一審が有罪で二審が無罪の調査表を手元に持っております。これによりますと、昭和三十六年は九十三件、三十七年も九十三件、三十八年が八十九件、三十九年が五十二件、それが四十年においては七十件、このようない調査が私の手元にあります。この現実の裁判の姿から見て、あまりにも誤審が多いのではないかという気がするわけです。したがって、まず一審の裁判官の質といいますか、ここに問題があるのじゃなかろうか。外国の例は寡聞にしてまだ調査しておらんが、もしもあればあわせて御答弁願いた

た裁判とということがなくていい、こういう原則がとられているわけござりまするが、そういうこととの関係において考えてみなければならぬと思つてございます。もちろん自由心証主義と申しましても、経験法則、論理法則というものを無視することはできないのでござります。でござりまするので、一審と上訴審で判断が食い違つた場合には、それが一審のほうが違法な裁判であつたか、裁判に違法があつたかということの問題は、実はしかく簡単には考えられないところなのでござりまするが、まあそれはそれいたしまして、第一審の裁判を強化せよということは、まことに仰せのとおりでござります。従前、最高裁判所におきましては、第一審強化という方針を打ち出しておりまして、第一審の審理というものを充実させるといふ観点から、各地方裁判所におきまして裁判官、検察官及び弁護士の方が定期的に会合を開きまして、裁判の改善について、その運営につきましていろいろな協議、打ち合わせをいたして、それを実行に逐時移していく、こういうことをいたして、いるわけでござりまするが、これもまた

方々、無罪が確定したわけでござりますが、それの方々から刑事補償の請求が裁判所に出来ますれば、裁判所において法律に照らして相当な補償をされることになるだらうと思つております。

○山田(太)委員 相当な補償というその考え方の根拠は、どのような算定の根拠になつておりますか。

○伊藤説明員 具体的に申しますと、青梅事件につきましては、ただいま御審議いただいておりまます法務省が御承知のようにまだ成立しておらないわけでござりますので、裁判のありました時点の法律で補償することになつておりますから、現行法の範囲内で裁判所が決定されると思うわけであります。

○山田(太)委員 これはしううとの質問でございますが、十五年、十六年と本人の方々ないし家族の方々も有形、無形の言い尽くされないほどの被害を受けたわけです。それについて、いまのこの

として、この一審の裁判官に問題があるのじゃないかという判断もできるわけです。これについてはどうでしようか。

○佐藤最高裁判所長官代理者 裁判所のほうからお答えいたします。一審で有罪、二審で無罪という例をおあげになつたわけでございますが、結果的に見ますると、それは一審がおかしかつたということになる、そこに疑問があるということであろうと思うのでございますが、これは訴訟といふものの本質を考えますと、非常にむずかしい問題が根底にひそんでいるわけでござります。訴訟と申しますのは段階を経まして発展していくものでござりまするので、この訴訟の発展性といふことも考えなければなりませんし、それから現行刑事訴訟法は自由心証主義という原則をとつておるわけでございまして、証拠能力を積極的にまたは消極的に法できめてしまはないで、これを裁判官の自由な判断にまかせる、それが結局硬直

ほど仰せのとおり、第一審裁判所の重要性ということに着目いたしまして、從前から行なつてのことの一つでございます。確かに第一審におきまして十分に争うべきものは争い、調べるべき証拠は調べるということがございませんと、それを通りにいたしまして幾ら上訴審で手厚く審理をいたしましたが、事の真相はなかなか把握することには困難であるということがございますので、確かに仰せのとおり、第一審の強化ということが必要であると思うのでございます。先ほど来申し上げましたような第一審強化の方策というのも、とつていているということを申し上げた次第でござります。

○山田(太)委員 それではお伺いしますが、昭和四十一年それから四十二年、一審の判決が有罪で二審の判決が無罪の数をお聞きしたいと思いまます。

○伊藤説明員 御指摘の事項は、最高裁判所でつ

くつておられます司法統計年表によつて把握するより方法はないわけでござりますが、たいへん残念でございますが、四十一年、四十二年につきましたは裁判所の司法統計がまだできておりませんので、もし調査いたしましたと、何か全国的な特別調査でもしないと出てまいらないわけでござります。たいへん申しわけないことでござりますが、そういう状況でございます。

○山田(太)委員 いままでいらないということ是非常に残念であります、もしここにおいて大きな変化がないとするならば、先ほど御答弁がありましたような第一審強化という方針は、ただの方針であつて、現実には生きてないのじゃないか、第一審強化はうたい文句だけで終わつてしまふのじゃないか。また、それが当然予想されるところでございます。もう一步具体的に、第一審を強化するため裁判官の質が大切じゃないかという点について、確たる御答弁をいただきたい。

○佐藤最高裁判所長官代理者 まさに仰せのとおりでございます。それで第一審強化の方策といったしましては、先ほど申し上げたようなことがその一つでございますが、あとより各裁判官の研修、会同、そういうものは、ことに事実認定あるいは検査指揮というものを中心にいたしまして、最近におましてもは熱心に行なわれているという状況でございます。

それからもう一つ、これは第一審の強化という観点から当然関連する問題でございますが、現行刑事訴訟法は弁護人が闇与する程度が多くなつておる。つまり必要的弁護の事件が非常に多くなつたということは、その面からも第一審が強化されているということにも相なるわけでございまして、弁護人が被告人の利益のために第一次的にいろいろ活動なさるということと相ましまして、第一審の強化というものを今後強力にはかつていかなればならない、かように考えております。

○山田(太)委員 いまの御答弁では十分満足するわけにまいりませんが、松川事件あるいは青梅事件のみでなく、ほかにもあります。したがつて、

第一審の裁判官の質の向上をはかるという点については、もう一度機会をあらためて質問したいと思いますが、現在までのやり方では、これはまだ思いますが、これまでのやり方では、これはまだ十分だと思います。ただ答弁のための答弁だけになつておると思います。そこで、この質問はここで打ち切りますが、時をあらためてお伺いしたいと思います。まず、死刑の誤判などということがあつたのではなくともないことでございますし、人命尊重あるいは人権尊重という立場から考えたときには、金や物では解決できないのであります。人間のつくった法律は時代によつて幾らでも変化していくであろうし、人の解釈によって相当の開きも出でてしまつよう。しかし、その人為的な法律を高く正しい次元から運用し、人間的なたかさを持つと同時に、厳正にして公平に適用していく根本法はもちろん必要であります。裁判官の質の向上をはかり、誤判をより一そつ少なくすべきであるという主張を申し上げて、この質問はここでとどめておきます。

そこで最後にお伺いしたいことは、被疑者補償規程についてお尋ねしたいと思います。被疑者補償規程は大臣訓令であると聞いています。そこで運用がなされることになるうと存じます。○山田(太)委員 もう一つお伺いしますが、この被疑者補償規程によって出される被疑者補償金は、大臣訓令で出されているのである、これには疑義ないとおっしゃるわけですね。

○伊藤説明員 必ずしも法律がなければ金が出せないというわけのものではないと考えておりません。と申しますのは、予算案の中に明示されまして御審議をいただいておりますので、予算の執行としていたしておる、こういうことでございます。

○山田(太)委員 この被疑者補償規程によつて出されているのは、昭和三十七年が二人、三十九年が二人、四十年は一人、四十一年が二人、三十九年が二人、四十年は一人、四十一年が二人、合計で約四万円くらいにしかなつていなわけです。この点は間違いですかどうですか。

○伊藤説明員 御指摘の数字には間違いございません。額におましまして一万五千円でござります。額におましまして一万五千円でござります。これらの中につきましては、およそ被疑者補償規程の要件に当てはまりますものが発生いたしますと、検察官は常にそれらの人に對して補償を求めるかどうかということを尋ね

は、ただいま申しますように、無実であったと認められました被疑者につきまして、身柄の拘束を受けておられます。その基準となります額は、現在一日につきまして一千円以下ということになつておりますが、現在御審議いただいております刑事補償法案が成立いたしました暁には、直ちに大臣訓令を改めまして、千三百円以下といふことで歩調を合わせたいと考えておる次第でございます。

なお、被疑者補償の実態を見てみまして、昭和四十二年に補償いたしましたものにつきましては、すべて最高額の一日千円の割合で補償いたしましたと、被疑者補償金は千三百円というところで運用がなされることになるうと存じます。

○山田(太)委員 もう一つお伺いしますが、この被疑者補償規程によって出される被疑者補償金は、大臣訓令で出されているのである、これには疑義ないとおっしゃるわけですね。

○伊藤説明員 必ずしも法律がなければ金が出せないというわけのものではないと考えておりま

す。と申しますのは、予算案の中に明示されまして御審議をいただいておりますので、予算の執行としていたしておる、こういうことでございます。

○山田(太)委員 一人も余さず検察官の職権において補償をしておることになつておるかどうか、あわせて御答弁願います。

○伊藤説明員 この規程の要件に当てはまるものにつきましては、すべて検察官において被疑者補償事件というものの職権あるいは申し立てによって立件いたしまして、検討いたしております。検討の結果補償をしようと考えましても、御本人において辞退される場合もございましたりいたしまして、ただいま御指摘のように、条件に当てはまるものはすべて補償を受け取つておるかとおつしやいますと、必ずしもそうではない場合があるうかと考えていますが、御本人が希望される限りにおいては、すべて差し上げておるはずでございます。

○山田(太)委員 もう一つお伺いしたいのは、この被疑者補償規程は、先ほどの御答弁にありますように、ことばをかえていえば検察官の恩恵的な処置になつてまいります。したがつて、裁判をしてでも補償を求めるることはできない筋合になつておる。これは当然裁判してでも補償を求めることができるという法律にきちっと改正する必要があります。あると思うのです。その必要は全くないとおつしやるならば、これは大きな間違いだと思うのですが、どうでしょう。

○伊藤説明員 私どもといたしましては、必要性の有無という観点もあることながら、現在の刑事手続の中ではたいへん実現が困難だと思つております。と申しますのは、無実の被疑者に被疑者補償の請求権を認めるということにいたしますと、

たとえば検察官はおよそ捜査の途中で、かりにこれがほんとうの犯人であつたとしても、起訴価値がないと認めますと、とことんまで捜査をしないで打ち切つてしまします。そこで、まずもつて権利を認めるということになりますと、検事は白黒がつくまですべて捜査をしなければならぬ、そういうたてまえをとらなければならぬと思うのですが、ざいます。それからもう一つは、検察官がたとえば嫌疑なしという理由で不起訴にいたしました不起訴にした。これはけしからぬということになつてまいりますと、おのずから裁判所へ持ち出しまして、これは嫌疑があるのかないのかということの判断を仰がなければならない筋合いだと思うわけですが、そうなりますと、現在ございまして、検察審査会制度のはかに、すべて検察官のした不起訴処分について裁判所でその当否を判断していくたまくという方法を考えなければならぬことになりまして、現在の検察官のいわゆる起訴便宜主義をとつておるが刑事手続、さらには検察審査会制度が設けられておりますそういう制度上の実態、これらからしますと、きわめて基本的な改革をいたしませんと、被疑者補償を権利として認めてやつていくということはたいへん困難であると思ふのでございまして、そういう観点から、必要性の有無もさることながら、実現が当面はむづかしいというふうに考えておるものでございます。

令いたしまして、そういう要件に合う方がいらっしゃる場合には必ず補償をして差し上げるということでおりまして、検察官はそれによって受けられておるわけでございます。そういう眼しますと、これは必ずしもやつてもいい、なくともいいというような恩恵的なものでないという見方もできるのじゃないかと考えてます。しかしながら、御指摘のように人権の尊重ことは何にも増して必要なことでござるので、今後とも検察官全体に対しまして、疑者補償の運用の適正に行なわれますようよりに触れて指示をして、適正を期してまいりと思っておるわけでございます。

○永田委員長 林百郎君。

○林委員 私は二、三點質問

これは松本委員がすでに質問をしておりますの

で、ごく簡単な問題だけにとどめたいと思いま

三

世間で非常に関心を集めた事件に、三鷹、松

川、青梅、芦別というような事件があるわけでも

す。いま私があげた事件で、本法が適用になる事

件がありますか。これらの事件は、すでに刑事補

償は全部決定し、支払い済みですか。

○伊藤説明員 御指摘の事件の中で、青梅事件は

またたと思ひますかほのかの事件はつきましては、請求がありまつてもののはすべて決定着みどりと

語りかねて言つたものにて、下酒を呑むが
存じます。

○林春風 そうすると、三鷹、松川、若別は本法

の適用はない、とう聞いていいですか。

○伊藤説明員　ただいま御審議いただいておりま

す改正法案によつて改正されました後の刑事補償

法の適用はございません。

○林委員 青梅事件については、旧法で計算して

かりに最高の支払いがあるとして、旧法と本法で

は総金額はどういうふうに違つてくるのですか。

○伊藤説明員 この事件につきましては、現在

事件が確定したばかりでございまして、当然記録のも裁判所でお持ちでござりますので、勾留日数の

第一類第三号

罪になつたという場合に、当然謝罪料の請求があることは國家賠償の請求ができるはずです。この国家賠償と刑事補償との関係は、どう考えておりますか。

○伊藤説明員 刑事補償のほうは、御承知のように、故意・過失を論じないで支払われるわけでございます。いまして、国家賠償のほうは公務員に故意・過失があった場合に支払われるわけでございます。どちらも並立てて請求することができるわけでございます。先ほど先生が御指摘になりましたものの中から一つ例をあげますと、たとえば松川事件につきましては、先ほど最高裁のほうから御説明いたしましたように、千五百万円の刑事補償が行なわれております。別途、国を相手としまして国家賠償の請求が出ております。その類は、現実に被告人であった方に関する部分だけをとつてみますと、約一億八千万円という国家賠償の請求が出ております。現行法のたてまえとしましては、刑事補償は刑事補償、国家賠償は国家賠償でいたしますが、その場合に先に受け取った分がありますと、刑事補償で先に受け取りました千五百万円を差し引くことになっています。したがいまして、仮定の問題でございますが、たとえば松川事件につきまして何がしかの国家賠償が裁判で認められますと、何がしかの国家賠償が先に行なわれます場合には、国家賠償でまかない切れなかつた金額を差し引くということになります。逆に国家賠償が先に行なわれておりまして後に刑事補償が行なわれます場合には、国家賠償でまかない切れなかつた金額を差し引くということになつています。

ら国家賠償が行なわれるという場合をひとつかりに考えてみますと、最初行なわれました刑事補償額が一定されではあります、その中身と申しますのは、やはり財産上の損害でございますとか精神的な慰謝料、こういうものをひつくるめて定型化して定額を支払つておるわけでございます。後にも国家賠償で裁判が出来ました場合の国家賠償と申しますのは、財産上の損害と精神的な苦痛に対する慰謝料というものを内容とするのが国家賠償の賠償額でございます。したがいまして、かれとこれとの間には、財産上の損害、精神的な慰謝料といふものが重複して計算されておるわけでございまして、これを重複した分を除き去るということになつておるわけでございます。

○林委員 この刑事補償の適用の場合に、執行停止を受けているという例がある場合、その執行停止の期間はどうなるのですか。

○伊藤説明員 お尋ねは、勾留の執行停止あるいは刑の執行停止だと思いますが、執行停止の期間は、この法律にも書いてございます拘留、拘禁の日数と見られませんから、その分につきましては、遺憾ながら補償の対象になりません。

○林委員 先ほど横山委員から質問があつたかと思いますが、検察官上訴の場合の費用の補償は、非常に制限されたものでれども、あるわけでありますね。どうして検察官上訴の場合だけ無罪になつた場合に一定のこういう金額だけが補償されて、あの費用について補償がされないということになつてゐるのか、非常にその点は不合理だと思つますけれども、将来こういう点を改善する意思、あるいはそういう点を検討する意図があるかどうか、聞いておきたい。

○伊藤説明員 先ほども横山委員の御質問に対しましてお答えしましたように、最高裁事務当局とも連絡をしてしまして検討をいたしております。

○林委員 検討するというのは、立法化の方向を考えていろいろのことなんでしょうか。要するに、こういう長い間の精神的な苦痛、家族の苦

痛、多大の物質的な支出に対してもみずからが上訴してみずからに権利を守るということのほうが、検事の上訴の場合よりはさらに困難いろいろの事情があるので、みずからが上訴してみずからの権利を守る、そしてその結果明らかに無罪になります、検察側の責任の次第が明確になった場合に、その実費を見てやらない、検察官が上訴した場合だけを見ても、そういうのは、はなはだ不合理だと思いますけれども、すみやかにこのことは検討して立法化し、刑訴の改正を試みるべきだと思うのですけれども、そういう方向で検討しているのですか。ただ学理的に検討しているという段階ですか。

○伊藤説明員 立法化しないために検討するということはあり得ないわけでございまして、そういう趣旨で検討しておるわけでございます。

○林委員 私の質問はいります。

○永田委員長 これにて本案に対する質疑を終了するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○水田委員長 御異議なしと認めます。よって、本案に対する質疑は終了いたしました。

○水田委員長 次に内閣提出公海に関する条約の実施に伴う海底電線等の損壊行為の処罰に関する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、これを許します。大竹太郎君。

○大竹委員 まず第一にお伺いしたいのであります。これが公海に関する条約の実施に伴うということで、条約がまず前提になると思うのであります。ですが、その公海という概念は、領海に関するものに対応する考え方だ、こういうふうに考えるのでありますが、ただ、ここでお聞きしたいのは、領海の範囲といふものは各国によって相当違うよう聞いているわけでありまして、たとえば日本では三海里説をとっている。四海里、六海里、十二海里、極端になると二百海里というようなものもあるというふうに聞いているのであります。が、そ

うなりますと、ここで問題になりますこれらの施設についても、一体公海にあるのか、領海にあるのかという解釈の問題も生ずると思うのですが、これはいかがですか。

○村上説明員 お答え申し上げます。領海の幅につきましては、今回国会に御承認をお願いいたしまして出しました領海及び接続水域に関する条約の中に領海の幅を定めようという動きがありまして、実はこの領海条約が採択され、海洋法会議、これは一九五八年にジュネーブで開かれた会議でございますが、この会議に提出されました国際法委員会の原案には、領海の幅を三海里から十二海里の幅で定めるというような条文が入っておりましたけれども、結局この五八年のジュネーブ会議では、領海の幅について各國の意見がまちまちで、その条文それ自体が落ちたような経緯がございました。そこで先生の御質問に直接お答えさせていただきますと、いま申し上げましたように、領海の幅につきましては各国まちまちの意見でまとまらない。そこで私どもといいたしましては、領海の幅に関する国際法の規則は、やはり慣習国際法として成立してきた三海里であるというふうに考えております。

この三海里と考えておりますことに関連しまして若干付言ささせていただきますと、実は先ほど申しました五八年の海洋法会議の次に、一九六〇年に領海の幅を定めることを中心とした第二回海洋法会議がジュネーブで開かれまして、この際六海里というような案が米国、カナダを提案者といたしまして提出されまして、これにはわがほうも賛成の態度を表明いたしましたけれども、やはり採決しましたところ、六海里説に賛成する票がわずかの差で少なかつたために、この六海里とするという案も否決されたわけでございます。でございますから、そのような観点から、私どもといいたしましては三海里と考えております。もともと領海の幅について各國ばらばらのことを言っていたのでは、先ほど先生から御質問のありましたように、公海の範囲も確定しない。そこで国際的には統一し

た幅が必要ではないか、統一した幅としては、かなりに六海里あるいは十二海里ということに大勢がなりましたら、やはりそのようになるかと思いますけれども、そういう国際的な統一した幅についての各國の制度もまちまちでございますので、私たちとしては一応三海里というふうに考えております。

○大竹委員 この条約に日本が今度入るわけであります、一体これができた一九五八年当時のあればわかつておりますが、現在何カ国ぐらいこれに入つております、そしておもな国はどういう国が入つておりますか。

○村上説明員 この条約の現在の当事国は、四十カ国でございます。これは四十三年、本年一月一日現在の時点でございます。おもな国といたしましては、アメリカ、イギリス、ソ連邦、それからソ連圏の諸国、オーストラリア、フィンランド、イタリア、オランダ、そういうような国でござります。

○大竹委員 次にお聞きしたいのですが、これはこのあとで出てきます海底電信線保護万国連合条約罰則とも関係があるのであります、これをちょっと見たところでは、海底電信線保護万国連合条約のほうは海底電信線だけがこの客体のようになつておるのですが、どう了解してよろしいのですか。

○村上説明員 一八八四年条約のほうは、海底電信線及び電話線を含むというようにわれわれ理解しております。

○大竹委員 次に、これは法務省のほうにお伺いしますが、このあとでできた海底電信線保護万国連合条約罰則のほうは「布設又ハ修繕スルニ付已ムコトヨ得サルニ出テタル者ハ此ノ限ニ在ラス」ということで、この罰則を除外しているのです

が、今度のこの公海に関する条約のほうにはこの規定はないのですが、これはどう解釈した

らよろしいのですか。

○伊藤説明員 確かに御指摘のとおり、この古い

ほうの万国連合条約罰則のほうには、ただいま御

指摘のような文言がありまして、御審議いただております法案にはございませんが、これはその後わが現行刑法の解釈といたしまして、たとえば緊急避難あるいは正当防衛行為ということで、当然さような場合には刑事責任を免除されるものと解釈されますので、蛇足にわたるので書かなかつたわけでございます。

○大竹委員 次に、今度のこの条約に関する罰則規定であります、これに該当するものが一体日本の近海にあるのかないのか。あればどういうものがあるのかということをお聞きしたいと思います。

○伊藤説明員 結論を申しますと、ございません。似たようなものは、たとえばわが国とアメリカ合衆国とを結んでおります海底電信線でありますとか、わが国とソ連邦とを結んでおります同様海底電信線がございますが、それらはいずれも海底電信線保護万国連合条約のほうで措置されますので、この法律案の適用を受ける、さようなものは、現在のところないわけでございます。

○大竹委員 それならば、いままでありましたこの海底電信線保護万国連合条約罰則、これによつて処罰された例があるのですか、ないのですか。

○伊藤説明員 戰前のことにつきましては、資料が焼けておりまして確かなことは申し上げられませんが、調査の結果、一件もございません。

○大竹委員 次に、これはもちろん条約に入つてゐる国があれになるわけであります、それなら

いるが、この条約に入つてない国の中を損壊したというような場合にはどうなるのですか。

○伊藤説明員 古いほうの連合条約におきましては、保護の対象になります電信線、電話線を条約

は、その制限がございません。これは國際慣習法を成文化したというような観点でございますために、そういう制限が置かなかつたものと考

たびの法案をつくりますと、どうしてもそれ

えるのでございます。したがいましていま御審議いただいております法案は、たとえばこの条約に加盟していないある国とまた条約に加盟していない他の国とを結んでおる海底電信線等を損壊しました場合にも、適用があるということでござります。そこで、この法律の成立に伴つて必要と手直しだという観点から、今回のように附則で改めさせていただくということにしたわけでございますので、ひとつ御了承を賜わりたいと思います。

○大竹委員 次に、これは公海で行なわれるわけであります、一体こういうことをだれがいつやつたというようなことは、相当各國がよく連絡をとらなければわからないわけであります、それについては各國間に協定その他はあるのですか。

○伊藤説明員 その点についての特段の協定はございませんけれども、この公海に關する条約においては、損壊した船なら船、人なら人の属する国がなるべく処置するというふうなたでさえができます。たとえば、損壊されました電信線を持つておる国から直ちに、損壊の事実が発生しました場合には、いわゆる船の旗国あるいはその者の国籍国に通知がなされてくると思います。通知を受けました場合に、捜査権を発動して裁判を行なうということになろうかと思います。

○大竹委員 次に、今度の法律案の附則で、いままであった海底電信線保護万国連合条約罰則(大正五年三月七日法律第二十号)を改正しておるというのであります、もちろんこの法律を改正するのに法律をもつてやつておるのですから、私は大きな意味においては差しつかえないよう思ひますが、これはやはり大正五年の法律第二十号は一つの単独法でありますので、今度の新しい法律をつくる機会に単独法の罰則を附則で何とかごまかしたようななかつこうで改正するということとは、私は不法ではないと思うのですけれども、何とも不都合ではないかと思うのです。その点どうお考えでありますか。

○伊藤説明員 その点御指摘いただいて恐縮でございますが、実は連合条約罰則のほうを今度改正いたしますのは、この公海条約の実施に伴うこの

ため、そういう制限が置かなかつたものと考

たびの法案をつくりますと、どうしてもそれ

は、そういう制限がございません。

○大竹委員 最わります。

○伊藤説明員 その点御指摘いただいて恐縮でござります。

○田中(伊)委員長代理 林君。

○林委員 この配られた資料に、グアムから二宮

への海底ケーブルの画面があるわけです。これが損傷された場合は、万国連合条約のほうで処罰されるんですか。それとも今度新しく審議している法律で処罰するのですか。どちらですか。

○伊藤説明員 御指摘の画面は私どものほうでお出ししたものじゃないと思いますが、グアムと日本でございますか。——そういたしますと、日本の国にその一端が陸揚げされておるわけでございましょうから、その電信線を切断・損壊いたした場合につきましては、旧法、すなわち海底電信線保護万国連合条約の罰則の適用があるケースでございます。

○林委員 そうしますと、どのケーブルでも最後にはどこの国へ陸揚げされるわけですから、あなたのお論理から言うと、本法の適用される場合、というのは考えられないんじゃないのですか。どういうことを考えておりますか。

○伊藤説明員 本法で書いておりますのは、電信線のほかに海底パイプラインあるいは海底高圧電線というのもあるわけでございますが、海底電信だけにとって申し上げますと、たとえばデンマークとオランダとの間を結んでおる海底電信線があるはずでございますが、これを損壊した場合は、本法の適用があるということになります。と申しますのは、デンマークもオランダも海底電信線保護万国連合条約に加盟いたしておりませんので、同条約罰則の適用を見ることがないわけでございます。さようなものは、この御審議いただきております法律で処罰をするということにならうかと思います。

○林委員 そうしますと、これは公海に関する条約を締結したからこういう法律を国内法としてつくるんだということは一応は考えられまして、日本の国の場合、との万国連合条約に加盟しているわけなんですから、これの適用をされるような場合に、少なくとも日本に関係する限り——日本に関係する限りといふことは、日本の本土、領海、太平洋ですね、何かあるのですか。さあ入竹さんの質問では、ないと言つておるん

ですね。

○伊藤説明員 現在、日本の国と他の国を結んでおるので本法の適用を受けるものはないわけですが、それで本法の適用を受けたときましては関係が出てまいります。と申しますのは、御承知かと思ひますが、アラビア石油株式会社が昭和三十四年以來サウジアラビアとクウェートの中立地帯の沖合いにペルシア湾になるのだと思ひますが、カフジ油田というのを開発しております、その油田と集油所を結びまして海底パイプラインを相手に運んでおるようございます。このものはわが国と直接関係のあるものではないかと思います。

○林委員 いまちょっと途中で話をしていたのですが、そうすると、パイプラインの場合は、日本へ陸揚げされるというものはないですね。

○伊藤説明員 日本の沿岸に、ことばは悪いのですが、くつついいるパイプラインというものはございません。

○林委員 これも先ほど大竹委員が質問したかと思ひますが、どうもはつきりしなかったのですね。

○伊藤説明員 が、万国連合条約で日本の船で処罰されたものはございません。

○林委員 いまちょっと途中で話をしていたのですが、そうすると、パイプラインの場合は、日本へ陸揚げされるというものはないですね。

○伊藤説明員 この線でもし損壊行為が起きたとすれば、万国連合条約の適用を見るべきだ、こう聞いておいていいですか。

○林委員 そうすると、私が最初に聞いた二宮一

グアムミッドウェー、それからアメリカ本国、この線でもし損壊行為が起きたとすれば、万国連合条約の適用を見るべきだ、こう聞いておいていいですか。

○伊藤説明員 そのとおりでございます。

○林委員 それでは私の質問は終わります。

○永田委員長 これにて本案に対する質疑を終了するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 御異議なしと認めます。よって、本案に対する質疑は終了いたしました。

○永田委員長 次に、内閣提出、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○大竹委員 この簡易裁判所の設立、管轄の改正は、通常国会でいつも問題になるのであります。この前においても、ほかの委員からも私からもたしかお尋ねしたと思いますが、未開院の簡易裁判所はまだ相当あると思うのであります。これを早く成立すべきだということが問題になつておるが、いつもそのうち、そのうちということで延びて、ことに前回の通常国会のときは、地方選挙等もあるので、地方の意見等を聞く上においてもちょっとと時期的にうまくないということだったと思うのであります。その後どういうよくなこと

間の電信線を日本の船が航行中に何かのはずみに損壊してしまったというような場合には、損壊された当事国から日本へ通知がありますから、日本で裁判を行ふ必要が生ずるだろうと思います。それからまた、ペルシア湾にありますアラビア石油等のパイプラインを日本の船舶がひっかけた、あるいは非常に不心得な者がおりまして、たとえばもぐっていつてこわしたというようなことがあります。この法律の適用があるわけでござります。

○伊藤説明員 そうすると、私が最初に聞いた二宮一グアムミッドウェー、それからアメリカ本国、この線でもし損壊行為が起きたとすれば、万国連合条約の適用を見るべきだ、こう聞いておいていいですか。

○伊藤説明員 そのとおりでございます。

○林委員 それでは私の質問は終わります。

○永田委員長 これにて本案に対する質疑を終了するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 御異議なしと認めます。よって、本案に対する質疑は終了いたしました。

○永田委員長 次に、内閣提出、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○大竹委員 この簡易裁判所の設立、管轄の改正は、通常国会でいつも問題になるのであります。この前においても、ほかの委員からも私からもたしかお尋ねしたと思いますが、未開院の簡易裁判所はまだ相当あると思うのであります。これを早く成立すべきだということが問題になつておるが、いつもそのうち、そのうちということで延びて、ことに前回の通常国会のときは、地方選挙等もあるので、地方の意見等を聞く上においてもちょっとと時期的にうまくないということだったところでございます。

○伊藤説明員 そのために一、二検討している関連の問題点を申し上げますと、一つは、本年の二月二日に行政改革の今後における推進について閣議決定がなされております。この閣議決定は、中央官庁の地方出先機関の整理に関する項目も含んでおります。

○伊藤説明員 この問題と簡易裁判所の整理の問題とはお互いであります。この均衡を考えた

になつておりますが、この際にお聞きしておきたいたいと思います。

○川島(一)政府委員 いわゆる未開院の整理の問題につきましては、当委員会におきまして過去にしばしば問題がありましたし、また昨年先生から御質問をいただいております。こういうことで、私どもといたしましてはなるべく早く解決をはかりたいという考え方でございますが、いろいろ事情がありました場合には、この法律の適用があるわざでござります。

○伊藤説明員 その理由でございますが、先生御承知のように、この未開院の整理につきましては、法務省といたしましては、簡易裁判所の全体の立場からその配備の適正、合理化をはかる、という見地で検討をしてまいりました。そこで、そのためのいろいろな調査、これは最高裁判所の事務当局のほうの御協力をいただきまして、大体完了しておるわけでございますが、この調査の結果に基づきまして整理を行なうにあたつては、その整理の規模をどの程度にするか、それから時期、方法などについてもいろいろ検討すべき問題があるわけでございます。ことに、私の方では反対が整理してよいと思われる簡易裁判所につきましては、地元の市町村のほうではかなりそれに対する反対があるらしいという情報もございますので、これをいつ実施するか、どういう方法で実施するかといふことが、かなり問題になるわけでございます。そこで、反対のごときましたところにつきましては整理を行なわないということがありますと、せつかりの整理が中途はんぱなものに終わりますので、その整理の方針を実は自下検討しておるところでございます。

○伊藤説明員 そのために一、二検討している関連の問題点を申し上げますと、一つは、本年の二月二日に行政改革の今後における推進について閣議決定がなされております。この閣議決定は、中央官庁の地方出先機関の整理に関する項目も含んでおります。

○伊藤説明員 この問題と簡易裁判所の整理の問題とはお互いであります。この均衡を考えた

昭和四十三年五月一日印刷

昭和四十三年五月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局